（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下この条において「新合理化法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新合理化法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)及び第十二条の三第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の十二第一項第四号イ(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第六項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

（中小企業支援法の一部改正）

第九条　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「及び特定物質（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定物質をいう。）」を「、特定物質（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質をいう。）、包装材料及び容器」に、「同法」を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）」に改める。

（登録免許税法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

一　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百六号及び第百五十五号の二

二　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第三項

三　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の十（見出しを含む。）

四　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項並びに第五十四条第一項第一号及び第八項

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附則第十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条から第十六条まで　削除

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十六号

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十一条」を「第二百二十二条」に改める。

第一条中「の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者」を「又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外」に、「、死亡」を「若しくは死亡」に改める。

第七条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二百四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

第五十三条の次に次の一条を加える。

（法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）

第五十三条の二　被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

第五十五条第一項中「（昭和二十二年法律第五十号）」を削る。

第二百四条第一項中「及び前条第一項」を「、前条第一項」に改め、「市町村長が行うこととされたもの」の下に「及び第二百四条の七第一項に規定するもの」を加える。

第二百四条の五第二項中「同項中」の下に「、保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と」を加え、「、「機構」を「日本年金機構」に改める。